

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝日町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

三重県朝日町長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 児童手当等の対象者の資格の確認 2. 配偶者の所得情報の確認 3. 別居児童の住民票情報の確認 4. 公金受取口座情報の照会
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第56項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 26、30、74、75、87、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第40条、第40条の2、第44条、第53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て健康課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5652
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者からマイナンバー情報の提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの信性の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、この場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システムのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月21日	しきい値判断項目 1. 対象人数	記載なし	令和2年12月21日 時点	事後	
令和2年12月21日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	記載なし	令和2年12月21日 時点	事後	
令和3年6月17日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 (中略) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(74、75の項)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 (中略) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(74、75の項)	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和5年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 (中略) なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用	児童手当法等の規定に基づき対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 児童手当等の対象者の資格の確認 2. 配偶者の所得情報の確認 3. 別居児童の住民票情報の確認 4. 公金受取口座情報の照会	事前	
令和5年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	1. 番号法第9条第1項 別表第一 第56項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第23号	事前	
令和5年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「地方税関係情報、 (中略) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(74、75の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 26、30、74、75、87、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第40条、第40条の2、第44条、第53条	事前	
令和7年8月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年8月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和8年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画情報課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5663	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653	事後	
令和8年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月21日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに変更
令和8年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月21日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに変更